

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件
令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件
令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件

原告 入江須美 外31名

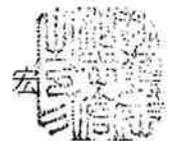
被告 西予市 外2名

準備書面(9)

令和5年2月10日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告西予市代理人弁護士 松本



第1、原告ら準備書面(11)に対する認否、反論

1、2018年7月7日、午前6時03分にファックスで、午前6時08分に電話(ホットライン)で、ダム管理所より、「最大放流量が1750 m^3/S となる。大変な事になる。」との情報が野村支所に入った。

支所長は、同日6時には、放流量はまだ緊急放流をしていないから少ないのに、一度に1750 m^3/S になる訳はなく、一体、それだけの量を流すのはいつ頃の予定なのか判らず、それまでに徐々に放流量を増やしていくとして、何処がどの位置、どのように浸水していくのかイメージ出来なかった。そこで、あと10分後から緊急放流が始まる三島橋での監視を指示している職員から、水位の上昇状況の連絡が入るし、消防団員には「住民らが寝ていても起こして直接対面で、今迄にないほどの大量の放流がされる、危険だから直ちに(すぐに)避難するよう伝えろ」と言っているし、住民は、放流量が1750 m^3/S であると伝えても、その

危険がどの程度のものか理解出来ないと思い、「とにかく大量の水が襲ってくる危険が大だから直ぐ逃げろ」という訓示をしているところから、 $1750\text{ m}^3/\text{S}$ という数字を住民に伝達しなかった。消防団員には、そのほか戸別訪問前に、方面隊長は、「団員の安全第一、寝たきりの人や避難に支援がいる人には消防車両も配置して搬送せよ」と言い、消防支署長は「避難を固辞する人や困難者がいた場合は、消防署員に連絡するよう付け加えよ」と訓示したし、又、土居支所長は、「更に、今後の雨量予測から緊急放流は6時20分に始まること、放流量は過去最大の1.5倍から2倍に増えるかもしれない」と説明し、ゼンリンの地図をもとにその影響範囲を示し、上記の文言を住民に伝えるように団員にお願いしたこともあり、住民には訪問団員が理解出来る範囲内での伝達は済ませていると考え、その場で $1750\text{ m}^3/\text{S}$ の最大放流量になることは伝達しなかったのであった。そして消防団員は、先ほどの訓示の文言を戸別訪問先で真剣に伝達し、6時30分迄、各戸の住民に避難指示をしてまわったのであり、それなりの効果があったのであった。

2、原告らは、危険を知らせる新情報は、災害対策基本法上、直ちに町民に伝達しなければならない。それは、伝達を受けた町民が直ちに避難を開始する動機となるからであり、それだけ危険を回避出来る事に繋がるからであるという。

3、しかし、具体的に、 $1750\text{ m}^3/\text{S}$ と放流量の数字を明らかにして伝達しても、これを受けた住民がその危険性をどれだけ認識、理解出来るであろうか。その放流量の増加により各人の受ける危険性が具体的にどう影響されるかは、その数字のもつ意味を理解出来る能力がある者にだけしか意味をもたない。一般住民は日頃からダムの放流量の数字からその影響の結果を認識する教育を受けていない。ダム関係者は「これは大変なことになる」と分かっても、住民には分からない。住民にとっては、数字を伝えられるよりも、「大量の放流がされ危険である」とか、だから「直ちに避難せよ」とか伝える方が分かりやすい。野村支所の支所長や消防団の団長らは、それまでのダムからの情報により午前5時段階では既に「大変な水量の放流がされる」と知らされていたので、消防団員の戸別訪問で避難指示をするに当たっても、「これまでにない大量の水が流れてくる。直ちに避難せよ。避難所は、小、中学校、公民館である。歩けない人がいれば運んであげる。直ぐ気をつけて避難せよ」と伝達していた。

この大量の水がダムから流されるということと、 $1750\text{ m}^3/\text{S}$ ということは、

同じように大量の水が襲ってくるから危険だということを受け取られると思えたのである。支所長らは、そういう事から住民へ数字を告げなかった。

4、消防団員が水難用の救命胴衣を着て、一軒一軒廻ってくるということは極めて異例な事で、この姿や伝達内容を聞いた住民は、事の重大性、緊急性を直接認識出来たと思われる。それで多くの住民は「直ちに避難する」と答えている。現実には直ちに避難した人ばかりではなかったようである。しかし、「避難しない」と言うと、消防団員に申し訳ないし、「運んでやる」と言われたのでは迷惑をかけるから、口では「避難する」と言いながら、まさか家が浸水してしまうほどだとは思っていなかった人もかなりいて、直ちに避難した人ばかりではなかったようであった。これは、いわゆる正常バイアスにとらわれていた人もかなりいたということである。

しかし、そのような考え方の住民らも、結果的には98%以上の人が避難しており、避難出来る時刻（6時40分）より前に避難し、行方が分からなくなった人は数少なかったのであった。

5、更に、1750 m³/Sのダム放流の非伝達と死亡者の死亡原因との間には因果関係はない。原告らは、被告西予市が住民に1750 m³/Sの放流がなされることを伝達していなかったために町内の5名が水死したというが、これは否認する。

原告らの言い分は、1750 m³/Sの放流を直ちに住民に伝達していれば、住民は早目に避難したと考えられ、そうすれば死者が出なかったというにある。

しかし、1750 m³/Sの放流がされると知らされていれば、住民ら全員が早目に避難したという主張は信じられない。1750 m³/Sの意味を天井より上まで水が襲ってくると理解出来たとは限らない。理解出来たとの証拠もない。そんな経験をしたことのない者には、にわかには信じられないと思う者も相当にいたであろうからである。

6、次に、原告らは、1750 m³/Sの緊急放流がされることを6時03分頃に直ぐに住民に連絡されていれば、住民はそれから5分から10分（その時間があれば避難行為が出来る時間）位あれば避難行為に入れる。そうすれば水に巻き込まれて死ぬということはなかったであろうという。

だが、住民のうち98%を超える割合の人達が1750 m³/Sの水量の放流がされると聞いていなくても避難し行方不明者となっていなかったのである。

7、多くの住民は、消防団等の戸別訪問等により、直ちに避難行為に着手していなくても6時40分の道路の冠水が始まる前に避難していたのであった。即ち、6時40分～45分頃には、避難行動は道路が冠水したため行うのが困難になっていたと思えるが、その時刻より前に多くの住民が避難していたのであった。1750 m^3/S という大量の放流がなされたのは7月7日午前7時30分から後であった。同日午前6時20分からの放流量の増加状況は以下の通りである。

6時20分に439.27 m^3/S

6時30分に902.03 m^3/S

6時40分に1408.7 m^3/S

6時50分に1452.2 m^3/S

7時00分に1452.2 m^3/S

7時10分に1460.7 m^3/S

7時20分に1590.6 m^3/S

7時30分に1700.6 m^3/S

7月40分に1783.8 m^3/S

消防団の避難指示を素直に聞き入れ、それに従って避難していれば死亡事故が発生しなかったと思われる。亡くなった方々の住居に消防団員が訪れ、その方々に「直ちに危険だから直ぐ避難して下さい」と伝達していたのに、各々の考えや都合からこれに応じなかった事が死亡の直接の原因となったものと思われるのである。1750 m^3/S の伝達がなされなかったから死亡したのではない。又、戸別訪問が遅すぎて避難出来なかったのでもない。戸別訪問の折り、直ちに応じていれば河川の近い所に居住していた方も死亡することはなかった。訪問時刻と道路冠水時刻とからみて、直ちに逃げようと思えば逃げられたのである。

尚、消防団員に、避難が身体の都合上出来ないとか、出来にくいと言われれば、それに応じて、団員は背負ったり車に乗せたりして避難所に連れていっている。

このように、消防団員の活躍等により、1750 m^3/S の放流がされると伝達していなくても98%以上の住民が避難しているということは、その被告西予市のとった1750 m^3/S の放流について伝達していないことも含めた伝達方法に過失がなかったことを示すものである。

尚、原告らに対する求釈明は迫っている。